

ウズベキスタン

安全の手引き

在ウズベキスタン日本大使館

2019年1月改訂

I はじめに

在ウズベキスタン日本国大使館では、在留邦人の皆様がウズベキスタンにおいて安全に暮らすための参考として「ウズベキスタン安全の手引き（2019年1月版）」を作成いたしました。ご活用頂ければ幸いです。

II 防犯の手引き

1 防犯の基本的な心構え

(1) 自分と家族、同僚や友人の安全は自分達で守る

日本は諸外国と比べて治安事情が良好であり、トラブルに遭っても警察や消防がすぐ対応します。しかし海外では、治安当局が必ずしも全ての事案に、また、すぐに対応してくれるわけではなく、自己対応が強く要求されます。この点はウズベキスタンも例外ではありません。自分や家族の安全は自身で守るという意識が大切です。また、同僚や友人を含めてお互いが情報共有や相互注意を図りながら各種被害に遭わないようにすることが重要です。

(2) 危険を予測する努力を

事件や事故に巻き込まれないためには、危険に遭遇する可能性のある状況を予測することが大切です。「もしかしたら危険が迫っているかもしれない。危ない目に遭わないためにはどうすればいいか」という意識を常に持つことで、危険を事前に回避できる可能性が格段に上がります。犯罪により被った被害や事故後の怪我の治療等についても、日本と同様のサービスは期待できず、例え軽微な被害でも、解決まで相当の時間と精神的負担がかかるという覚悟が必要です。

(3) 安全のための三原則

「安全のための三原則」とは、「目立たない」、「行動を予知されない」、「用心を怠らない」です。特に、日本国内での行動、生活様式をそのまま海外に持ち込むと、自分の意識に関わりなく目立ってしまうという点に注意しましょう。当地の一見穏やかな雰囲気や、犯罪等に関する情報が少ないことを理由に「ここは日本と同じくらい安全だ」と信じ、日本にいる時の習慣を変えずに当地を満喫するような生活を考えるのではなく、強盗やひったくり、空き巣や各種性犯罪、その他現地人とのもめ事等のトラブルに遭わないためにはどうすればいいのかを考えて、行動してください。「安全のための三原則」に沿った具体的な注意点は以下のとおりです。

ア 目立たない

必要以上に派手な服装をする、華美な装飾品を身につける、公共の場（レストラン、バー等）で現地の事情について悪口を言う等の行為は、目立つばかりでなく犯罪を誘発する原因にもなります。

イ 行動を予知されない

行動がパターン化されている人（通勤・通学などの移動経路や時間などの固定化）は、犯罪者やテロリスト等にとって格好のターゲットとなります。通勤経路や、出発時間を変えるなど、相手に自身の行動を予測されにくくすることが大切です。

ウ 用心を怠らない

当地に赴任した当初は安全に配慮した生活を送る人でも、生活に慣れるに従い、徐々に油断しがちになってしまいます。常に警戒心を怠らず、時には自分の生活や行動を再点検することが必要です。

2 ウズベキスタンの犯罪発生状況

(1) テロ関連情勢

近年、ウズベキスタン国内ではテロ事件は発生していません。

しかし、当地では、1999年2月に大統領暗殺を狙った爆弾事件、2004年3月下旬から4月上旬にはタシケント市内の自爆テロ事件及び治安当局との銃撃戦、同年7月には自爆テロ事件、2005年5月にはアンディジャン市における大規模騒擾事件、2009年5月末にはアンディジャン州における税関施設・警察署襲撃爆弾事件、同年8月末にはタシケント市内における銃撃戦、また2013年10月にはサマルカンド市でテロリストの自爆事案が発生しています。本年もブハラ市近郊において過激主義者のグループが摘発されるなど、依然当地には過激組織が潜伏している可能性も否定できません。

隣国のアフガニスタンではISIL（いわゆる「イスラム国」）、タリバーン等のテロ組織による活動が多発しており、アフガニスタンと国境を接する地域においては、アフガニスタン国内情勢の変化に伴い不測の事態が発生する可能性があります。

また近年、ウズベキスタン出身者が海外で出稼ぎなどで生活する際に現地での環境に馴染めずに過激主義に染まり、テロ事件に関与する例が世界各地で発生しており、これら海外在住の者が国内でテロ行為を行うことも懸念されます。

(2) 一般犯罪情勢

当地では犯罪統計が公表されていないため、一般犯罪の発生状況については不明確となっておりますが、内務省（警察機関）による各種発表を基に鑑みると、経済的困窮や貧困を背景に、金銭や貴金属を狙う窃盗・強盗などの財産犯が発生していることが窺えます。特に外国人は、旅行者を含め、多額の外貨を所持していると思われることから犯罪者に狙われ易いとも言われています。

(3) 邦人の犯罪被害状況

過去5年で、邦人が犯罪に巻き込まれた事件のうち当大使館で連絡を受けたものは以下のとおりです。

平成26年：強盗傷害1件、暴行1件、窃盗2件

平成27年：窃盗2件（置き引き等）

平成28年：窃盗2件（スリ、置き引き）

平成29年：窃盗1件（置き引き）、暴行1件

平成30年：届出なし

※ 上記は当館で把握している邦人の犯罪被害に関する年間件数ですが、「この程度の発生件数であれば自分は被害に遭わないだろう」とは決して思わないでください。昨年中も韓国人被害の強盗事件等、外国人が被害に遭う凶悪事件も発生しています。事件の被害に遭う可能性は常にあることを念頭に以下の防犯対策を参考にしてください。

※ 平成17年には強盗殺人事件等も発生しています。

3 防犯のための具体的注意事項

(1) 住宅防犯対策 ～ 空き巣など侵入盗の被害を防ぐには

空き巣は、現金や貴重品が盗まれるばかりでなく、犯人と鉢合わせとなった場合に強盗事件等へと発展する恐れがあり、非常に危険です。

空き巣犯は、事前に下見をすることが多く、また空き巣の手口は「窓を突き破る」「玄関扉をこじ開ける」「合い鍵を準備する」という例が多いため、以下のような防犯対策が大切です。

※ 家人の不在中に侵入する場合のみならず、就寝中など在宅中に侵入する場合があります。

ア 住居の選定

周辺の交通量があり、主要道路から死角とならない環境の住居を選定する。あわせて一戸建てについては壁の高さ、街灯の有無、アパートについては中高層階か否か、建物入口の施錠設備、警備員の配置の有無等が防犯上のポイントとなります。

※ 大家の防犯意識の高さも重要なポイントです。

イ 防犯設備の拡充

入居前に大家に依頼して、二重ロック・二重扉・(窓ガラスやテラス扉へ)鉄格子などを設置してもらうほか、可能であれば、常夜灯やセンサーライト等も設置してください。また、玄関扉にはカメラ付きインターフォンやドアチェーンを取り付け、来訪者を確認してからドアを開けるよう心がけてください。

(ドアによっては鍵穴や覗き窓を通じ、外部から室内の状況が覗けるものもあります。入居前によく確認し、鍵穴や覗き窓に蓋をつける等の対策をしてください。)

ウ 施錠の確認、周辺環境の整理

外出時や就寝時には、確実に施錠をする。外出する際には玄関の周辺(特に死角が有る場合には念入りに)に不審者がいないか、十分確認してください。

住宅周辺に侵入のための足場となるような物が放置されていないか確認し、必要に応じ、その処分を大家に依頼してください。

エ 不在時の対策

休暇等で長期不在にする場合には、常夜灯を点灯しておく。また信頼できる同僚や友人に留守中の管理(定期的に窓を開閉する、室内の点検をするなど)を頼む。休暇等により不在となる期間をむやみに他人に教えないようにしてください。

※ 自分が家にいるときも玄関ドアの鍵を掛ける、窓を開けっ放しにしないことを心がけてください。

(2) 外出時の防犯対策 ～ スリや置き引きなどの被害に遭わないために

当地で邦人が被害に遭うケースとして多いのは、スリ・置き引き・ひったくりなどです。外出時は、特に以下の点に気をつけましょう。

ア 外出中は常に自分の周辺への注意を払うとともに、その注意が一方向に偏らないようにする。

イ 外出に際しては、必要以上の現金は持たないように心がけるとともに、支払い等で現金を数える時には、なるべく人目につかないよう配慮する。見知らぬ人に話しかけられたときや、囲まれたときは特に注意する。また 貴金属等は肌身離さず、鞆の開閉口は常に自分の見える位置に持つてくる。

※ 特に、必要以上のドル紙幣は持ち歩かないようにしましょう。

ウ 夜間(日没後)の一人歩きは出来る限り避ける。やむを得ない場合には、明るい通りや人通りの多い場所を選ぶようにする。

エ 身分証明書(旅券・身分登録証等)は必ず携帯する。(現金とは別に携帯することを心がけてください。)

(3) 強盗対策 ～ まずは命を守ること

現実に強盗に遭遇してしまった場合、例えばけん銃やナイフを突きつけられて金品を要求された場合には、何よりも生命の安全が最優先です。日本国内では、単なる脅しに過ぎないと思われる行為も、当地では命を落としかねないということを忘れないで下さい。日没後に人気の無い路上を一人で歩かない、タクシー等を利用するときは自宅前まで行き、自分が建物に入るまで運転手にはその場に留まってもらう等の対策が有効です。特に夜間の飲酒後の一人歩きは厳に

慎んでください。

※ 強盗に遭わないように気をつけることが第一ですが、万が一遭遇してしまった場合は、以下の点に配慮して、生命の安全を図りましょう。

ア 強盗に遭った場合には、金品を出し渋る、抵抗するなどの行為は極めて危険です。このような状況に陥ってしまった場合は、自分の生命と身体の安全を第一に考え、財布等は二の次と考えることが基本です。予め現金とパスポートやクレジットカード等を分けておくことや、財布を2つ所持することも被害を少なくする重要なポイントです。

イ 強盗に遭った場合も、慌てず、ゆっくりとした動作を心がけて下さい。こちらが財布を取り出すつもりでいても、慌てて胸ポケットやズボンのポケットに手を入れる、車のダッシュボードを開けようとする行為は、犯人には武器を取り出そうとする行為に映る場合があります。

(4) ホテル、レストランにおける防犯対策

高級そうなホテルやレストランであっても犯罪は発生します。犯罪被害に遭わないために、以下の点に留意してください。

ア 自分の荷物はポーターまかせにせず、常に目を離さない。

チェックインやチェックアウトの手続きをする際には、バッグや手荷物等はカウンターの上など目の届く場所に置く。

イ レストランでの食事中、財布を入れた服を椅子の背もたれに掛ける、バッグを床に置く等はせず、化粧室に行くなど少しの間でもバッグを所持し、貴重品等を身につけてから席を外すよう心がける。

ウ ホテルの客室内にいる際は、常にドアを施錠し、ドアチェーンを掛けておく。誰かが来訪した場合には、覗き窓で相手を確認してからドアを開ける。

エ 外出する際は、客室ドアが完全に施錠されたかどうかを確認する。

オ 外出から戻った際は、室内に不審者がいないかどうか確認し、客室内に入る。

(5) その他日常生活上の防犯対策

ア 両替について

当地では、正規の両替所（空港やホテル、銀行等）以外での両替は違法となります。2017年9月の外貨兌換自由化以降であっても、近年、ヤミ両替の摘発事案が相次いでいますので、必ず正規の両替所で両替してください。

イ タクシーについて

当地では一般車両がタクシー営業をする、いわゆる「白タク」があります。2012年より白タク行為を行った運転手は処罰されることとなりましたが、まだまだ街中で多くの白タクを見かけます。白タク利用によるトラブルも発生していますので、正規のタクシー業者を利用したり、タクシー配車アプリを活用するようにしてください。

ウ 麻薬について

当地は麻薬（ケシ類など）の流通・中継地となっているとの報道もあります。薬物事犯は厳罰の対象ですので、興味本位での購入や使用は厳に慎んでください。

エ 飲酒について

当地で販売しているウォッカ等の強いお酒は、十分精製されておらずアルコールに強い方でも酩酊することがあります。酔った状態では、様々な犯罪に巻き込まれる可能性がありますので十分に注意して下さい。また当地では日本と異なり、男女が2人だけでお酒を飲むといった行為は、相手方に友達以上の関係であると誤解を与え、トラブルに発展するおそれもあることにも気をつけて下さい。

このほか、アルコールの入った状態で夜間外を歩いている外国人に対し、警察官と称する者が、違法行為として警察署へ同行や罰金を求める事案が過去に発生しています。警察官と称する者等からの不当な同行要請を受けた場合は、すぐに大使館へ連絡してください。なお、飲酒酩酊して道路等に寝込む等の行為は違法行為となりますので、ご注意ください。

4 滞在中の諸注意について

以上の防犯対策の他、当地滞在中には、滞在登録、税関申告の2点に注意を払ってください。

(1) 滞在登録を忘れずに

ウズベキスタンに72時間以上滞在する日本人等の外国人は、滞在登録が義務付けられています。ホテルに宿泊する場合、ホテル側が滞在登録の手続きを代行しますので、チェックイン時に必ず滞在登録を依頼してください。また、知人方等に宿泊する場合には、滞在先の管理者（大家等）を通じて、「オビール」という役所や登録サイトを通じ、滞在登録をしてください。滞在登録を怠った場合の罰則は、滞在登録先が負うことと規定されていますが、宿泊先について当局に説明を求められる等、出国するための限られた時間の中で諸手続きに時間を要することが予想されます。必ず滞在登録を行った上、証明書（レシート程度の大きさ）はなくさずに保管してください。

また、夜行電車等を利用する場合、その間の滞在登録は必要とはなりません。が、当局から説明を求められる場合に備え、乗車券等は必ず回収し、出国まで保管しておくことをお勧めします。

(2) 税関申告について

2018年1月1日以降、2,000米ドル相当額以上の外貨、1,000米ドル相当以上の高級品、骨董品等を持ち込む、持ち出す場合を除き、税関申告が不要となっています。※

一方で2,000米ドル相当額を超える外貨がある場合は、税関申告を必ずしなければなりません。過去には所持金の過少申告により、身柄を拘束された事案等も発生しております。適切な税関申告を行ってください。

※ 改正前までは税関検査場で税関申告書2枚を提出し、係員の確認印が押された1枚を受領した上で、出国の際に新たに作成する税関申告書と共に提出する必要があるという煩雑な手続きでした。

(3) 滞在期間について

昨年2月に始まった査証緩和措置により、日本国民は「30日間以内の日程で滞在する場合」に限り、査証が不要となりました。

「30日間」を超える滞在を予定している場合には、査証を取得した上でウズベキスタンを訪問することとなりますが、過去に査証の有効期限をめぐるトラブル（有効期限が切れてしまった、有効期限開始前に到着してしまった等）も発生しております。査証の有効期限は必ず確認してください。

5 交通事情と事故対策

(1) 道路事情

ウズベキスタンの道路事情は劣悪で、道路の至る所で陥没や舗装面の剥離が見られます。これは歩道についても同様です。夜間はもちろん、昼間も十分に注意してください。

当地の信号は日本とは異なり、赤→黄色→青→黄色→赤、の順序で変わります。信号によってはこれに黄色点滅、青色点滅の表示もあり、分かり難いうえ、木々に隠れて見えない場合や故障している場合もあります。十分にご注意ください。歩行者用信号は大通りを除き、ほとんど設置されていません。

夜間は街路灯が少ない上に照度が低く、薄暮時に車のライトを点灯するような習慣もありませんので、ドライバーは周囲があまり見えない状態で運転していると考えて下さい。

冬は、雪が降り、道路が凍結することも多々ありますが、当地ではスノータイヤやスパイクタイヤなどを履く車はほとんどなく、夏以上に事故の発生する確率が高くなります。

(2) ルールとマナー

交通法規を守らないドライバーが多く、車線をまたいで走る、方向指示器を点灯させずに突然車線を変更する、前を走る車にパッシングやクラクションを鳴らして道を空けさせる、急停車やUターンする、歩道を走るといった運転が横行しています。速度違反車も多く、歩行者にも平気でクラクションを鳴らすなど、マナー面でも問題があります。

(3) 交通事故から身を守るためには

当地の道路交通事情は極めて悪く、車を運転する場合にも、歩道を歩く場合にも、細心の注意が必要です。

歩行者用の青信号の時間が短いこともあり、特に大通りを横断する際、地元の人達は車の間を縫うように渡っていますが、これは非常に危険ですので真似しないでください。道路を横断する場合は、信号を確認し、左右を十分に確認してから渡ってください。青信号の途中で渡り始めると急に赤に変わることがあります。

当地の車両保険では、交通事故に遭っても運転手が治療費等を支払えないといった場合が多々あり、交通事故の被害者が十分な補償を受けられない可能性があります。また、車を運転する場合には、自己過失でも支払われる任意保険に入ることをお勧めします。なお、交通関係法改正により、2007年から、運転中の携帯電話の使用が禁止され、自動車乗車中のシートベルト着用が義務化されています。タクシー等でシートベルトが装備されていない車もありますので、注意が必要です。

6 テロ、誘拐対策

上記2(1)から、テロ・誘拐事件はいつでも起こり得ると認識したうえ、以下に述べる予防策等を常日頃から講じておくことが大切です。

(1) 平素からの準備

- ア 家族や会社等に居場所(行き先)を伝える
- イ 家族へ帰宅予定時間を連絡する
- ウ 緊急連絡網を家に備え付ける(ご家族用)
- エ 緊急時に必要な番号を携帯電話に登録する
- オ 「在留届」を大使館に提出する(長期滞在の方)
- カ 「たびレジ」に登録する(短期滞在の方)
- キ 海外安全情報等、大使館等からお知らせする情報を随時確認する

(2) 当地での滞在中

- ア 人気のない場所や日没後に1人で出歩かない
- イ 通勤や買い物等の行き帰りの道順を固定化しない
- ウ 個人契約ドライバーを十分に活用する
- エ 夜の会合等では車両所有者が参加者を送迎する
- オ 深夜帯のタクシーの単独利用は極力控える
- カ 車で帰宅(送迎)時は、自宅建物入口まで車を寄せてもらう

- キ 渡航情報等の情報を随時確認する
- ク テロの標的になりやすい場所（政府・警察関連施設、公共交通機関、観光施設、ショッピングセンターや市場等不特定多数が集まる場所）に長時間滞在しない
- ケ 外国施設等が密集する地域へは近づかない
- コ 爆発があった場合、すぐに現場から離れる
- サ 外国人が集まるレストランの利用はできるだけ控える
- シ 政治的集会やデモ隊等に遭遇した場合はただちにその場から立ち去る

(3) 有事の際には

- ア 身の安全を確保する（地面に伏せる、物陰に隠れる等）
- イ その場から避難できるならば避難する
- ウ ご家族や会社、大使館等へ連絡する

7 大規模地震など自然災害対策

当地では 1966 年にタシケント、1984 年にブハラ、2011 年にフェルガナ地方においてそれぞれ大地震が発生しています。自然災害に対する準備も心がけておきましょう。災害発生後少なくとも 10 日間程度、家族が自給自足できる飲料水・食料品・日用品等を備蓄することをお勧めします。

(1) 備蓄すべき物資

- ア 飲料水（長期保存の利くミネラルウォーター等）
- イ 食料品
缶詰（簡単に開けられるプルトップのものが望ましい）、乾パンなど水や火がなくても食べられるものを中心に用意しましょう。
- ウ 日用品
懐中電灯（予備電池含む）、医薬品（含む生理用品）、ラジオ、ろうそく、マッチ（防水処理をしておくことが望ましい）、固形燃料、携帯式ガスコンロ、寝袋、軍手、簡易式浄水器（または浄水用薬品）、トイレトーパー、その他必要な物資
旅券、現金、航空券などは、すぐ持ち出せるようにしてください。

(2) 大使館への連絡

大使館では、大規模自然災害発生後直ちに邦人の皆様の安否について確認します。皆様の方からも可能な限り速やかに大使館へ安否に関する連絡をお願いします。

(3) 一時避難場所

大使館では、大規模自然災害が発生した場合等に、一時的に在留邦人の方が集合避難する場所として、以下の 2カ所を定めています。

- 日本大使館 (1-28, Sadyk Azimov Str., Yashnabad district)
- 日本大使公邸 (144, Podshobog Str., Mirzo-Ulugbeg district)

普段から、自宅又は職場などから日本大使館や日本大使公邸への道順を把握しておくようにしてください。

8 子の親権問題について

国際結婚をした夫婦が離婚した後に、子供の親権を巡る問題が生じ、父母の一方が子供を母国へ連れ去ることが問題となる事案が世界各地で発生しています。

日本では、離婚成立時に親権をどちらか一方の親に裁判等で確定します。しかし他の国々では

離婚後も双方の親が親権を保持する法制度となっていることが多く、こうした場合に片方の親が他方の親の同意を得ないで子を日本へ連れ帰ると、その行為が実子誘拐罪等の犯罪に当たるとされ、連れ帰った親が犯罪被疑者として再入国時に逮捕されるケースや、ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約：我が国では2013年5月にハーグ条約の締結が承認され、同年6月に「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」が成立しています。

（詳しくは外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofa/gaiko/hague/index.html>）参照）
締約国間では同条約に基づき、子の返還を請求するケースが発生しています。

ウズベキスタンでは法律上、子の親権は双方の親にあるとされている一方、離婚時に親権の扱いについて特に定めないことが多く、慣習上は片方の親が専ら子の養育に当たることが多いようです（裁判で片親に親権を確定する場合がありますが、結審までに相当の時間を要します）。ウズベキスタンの刑法には「実子誘拐」という規定はありませんが、万が一トラブルとなった場合には、刑法第137条「誘拐」罪を適用される可能性もあります。

9 緊急連絡先一覧

(1) 在ウズベキスタン日本大使館 1-28, Sadyk Azimov Str, Yashnabad district, Tashkent

代表電話：（＋998－78）120－8060～63

領事直通：（＋998－78）120－8074

夜間・休日の緊急連絡用携帯：（＋998－91）162－5009

領事メール：ryouji@ts.mofa.go.jp

開館時間：9：00～18：00（13：00～14：30を除く）

(2) 事件事故通報

火災 TEL：101

警察 TEL：102

救急車 TEL：103

ガス TEL：104

災害等時のレスキュー TEL：1050

(3) タシケント市内等の主要医療機関

T I C（タシケント・インターナショナル・クリニック）TEL：71－291－0726、71－291－0142
＋998－90－327－3378（夜間緊急）

MDS（Medical Diagnostic & Statistics）TEL：78－140－0080、080（救急）

V I T A M E D TEL：78－129－8181、78－125－0003（救急）

救急医療センター（通称：16番病院）TEL：150－4600、277－9001

同サマルカンド支部 TEL：（0－366）221－4563

同アンディジャン支部 TEL：（0－374）228－1079

同ブハラ支部 TEL：（0－365）225－2292

同ジザク支部 TEL：（0－372）226－2701

同ナボイ支部 TEL：（0－436）223－8100

同ナマンガン支部 TEL：（0－369）237－0001

同ヌクス支部 TEL：（0－361）222－9383

同フェルガナ支部 TEL：（0－373）244－1003

同ウルゲンチ支部 TEL：（0－362）227－4284

同テルメズ支部 TEL：（0－376）225－0933

同カルシ支部	TEL : (0-375) 771-0720
同シルダリヤ支部	TEL : (0-367) 226-3659
サマルカンド州立病院	TEL : (0-366) 233-3852

(4) タシケント市内の警察署 (内務局)

ベクテミール地区警察署	TEL : 71-295-0239、71-295-0666
チランザール地区警察署	TEL : 71-278-5840、71-273-2040
ミラバッド地区警察署	TEL : 71-293-1895、71-291-5802
ヤッカサライ地区警察署	TEL : 71-255-9496、71-230-9840
ヤシナバッド地区警察署	TEL : 71-296-0630、71-294-7709
シャイホントフル地区警察署	TEL : 71-288-3190、71-288-3200
ミルゾ・ウルグベク地区警察署	TEL : 71-268-5089、71-267-3350
アルマザール地区警察署	TEL : 71-246-0990、71-248-4059
ウチュテパ地区警察署	TEL : 71-272-9839、71-272-8079

(5) 航空会社関係

ウズベキスタン航空	TEL : 78-140-0200、78-140-4750
アジアナ航空	TEL : 78-140-0900、78-140-0901
大韓航空	TEL : 78-129-2001
タシケント空港	TEL : 78-140-2801~04

(6) 緊急時の言葉

(日本語)	(ロシア語)	(ウズベク語)
助けて	パマギーチェ!	ヨルダム・ベリン!
泥棒	ヴォール!	オグイリ!
警察	ミリーツイヤ	ミリツイヤ
警察を呼んでください	パザヴィーチェ・ミリーツイユ	ミリツイヤニ・チャクリン
財布を盗まれました	ウ・ミニャー・ウクラーリ・カ シリョーク	ハミヨニムニ・オギルラシティ
救急車	スコーラヤ・ポーマシ	テズ・ヨルダム
救急車を呼んでください	パザヴィーチェ・スコールユ・ ポーマシ	テズ・ヨルダムニ・チャケリン
下痢をしています	ウ・ミニャー・パノース	イチャム・ケーティヤップトウ
最寄りの薬局はどこでしょ うか?	グジェ・ブリジャイシャヤ・ア プチェカ?	エン・ヤケン・ドリホーナ・カイ エルダ?
火事	パジャール!	ヨーンゲーン!
消防隊	パジャールナヤ・カマンダ	オット・ウーチェルーブチラル
火事だ! 消防隊を呼んで ください。	パジャール! パザヴィーチェ ・パジャールヌユ・カマンドウ	ヨーンゲーン! オット・ウーチェ ルーブチラルニ・チャケリン

Ⅲ 緊急事態に備えて

1 平素の準備

(1) 在留届の提出

外国に住所を定めて3ヶ月以上滞在する場合に、氏名・旅券番号や連絡先などの情報を含む在留届を日本大使館に提出するよう、旅券法に定められています。

大使館ではこの在留届をもとに、テロや大規模自然災害等の緊急事態における安否確認を行うほか、事件や事故発生時には本邦に住むご家族への連絡等を行います。電話番号の変更、転居や家族の異動が合った場合、帰国（一時帰国を除く）の際には必ず大使館までご連絡下さい。

在留届は、大使館に直接提出する以外にも、外務省オンライン在留届「ORRnet (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet//index.html>)」を通じて提出することも可能です。

(2) メーリングリスト（領事メール）への登録

大使館では、在留届をもとに当地在住の皆様のメーリングリストを作成し、領事メール (ryouji@ts.mofa.go.jp) として、安全情報のほか各種情報を提供しています。登録をご希望の在留邦人の方は、大使館にご連絡ください。

(3) 家庭内又は企業内連絡の確立

緊急事態はいつ起こるかわかりません。発生した場合にどのような連絡をとるのか、あらかじめご家庭内や企業内での緊急連絡方法を決めておいて下さい。

また、旅行などで長期間当地を離れる場合は、互いの所在を明確にし、連絡がとれるようにして頂きますようお願いいたします。

(4) その他

上記に掲げた「領事メール」「緊急連絡網」以外に、大使館では緊急事態発生時にFM放送（周波数89.50MHz）を行う場合もあります。これは、電話が不通となった事態に備えるものです。FMラジオをご用意いただき、周波数についてご確認しておくことをお願いいたします。

2 緊急事態発生時（又は緊急事態が迫りつつある場合）の対応

(1) 心構え

緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合、大使館は、在留邦人の皆様の安全確保に万全を期するため、関連情報を収集した上で「領事メール」、「電話による緊急連絡」、「FM放送」等の手段を通じて最新の情報を提供します。

在留邦人の皆様には、大使館からの情報をご確認いただくとともに、流言飛語やデマ（当地ではよくある）に惑わされず、落ち着いた行動をとるようにお願いします。

(2) 具体的対応について

ア 安否確認、安否連絡

緊急事態発生時、大使館はまず皆様の安否確認を行います。皆様の方からも、緊急事態発生時には、落ち着いて自分や家族、同僚・知人等の安全確認及び所在場所を連絡して下さるようお願いいたします。

イ 周辺状況の把握

緊急事態発生時には、同じ市内でも地区により状況が大きく異なる場合もあります。ご自身やご家族の安全確保に配慮した上で、避難場所への移動が可能か、自宅での待避が安全かなどを判断するために、周囲の状況を把握するようにしてください。

また把握した状況についても、大使館までお知らせください。

ウ 避難措置

大使館からお送りする情報や、周辺状況を勘案した上で、以下のいずれかの避難措置を講じてください。

○ 職場・移動先での避難

○ 自宅での避難

○ 大使館等避難場所への避難

日本大使館 (1-28, Sadyk Azimov Str, Yashnabad district, Tashkent)

日本大使公邸(144, Podshobog Str, Mirzo-Ulugbeg district, Tashkent)

○ 国外退避による避難

※ なお情勢の推移により、大使館より退避や避難場所への集合を指示することもあります。

(3) 避難措置に当たっての留意事項

ア 職場・移動先での避難

イ 自宅での避難

自宅での避難は、避難措置の基本となる方法ですが、ご自身やご家族の安全を自ら確保するため、自ら適切な判断を下すことが求められます。

○ 備蓄物資が十分用意されているか

○ 自宅の構造上、安全が確保され得るか

○ 周囲の状況推移に応じ、万一の場合に緊急脱出する方法があるか

○ 大使館など外部への連絡手段が確保されているか

ウ 大使館等避難場所への避難

避難場所（大使公邸又は大使館）への集合は、大使館の庇護下に入る意味で良い方法ではありますが、決して広い場所ではないこと、不特定多数が集合すること等のデメリットもあることをご理解ください。

また避難場所への集合に際しては、以下の留意点に配慮してください。

○ 集合避難に際し、必要な物資や携行品を持参できるか（旅券、現金、備蓄品、航空券等）

○ 避難場所へ至る経路の安全が確保されているか（経路が危険な状況であると判明した場合に、代替経路があるか）

○ 移動中の連絡手段が確保できるか

エ 国外退避による避難

国外退避は、最終的な手段と言えます。

事態の推移により、大使館が主導してオペレーションを行う場合もありますが、大使館の決定以前に、本社等の指示等によって自主的に日本又は第三国へ国外退避することを決めた場合には、以下の点にご留意ください。

特にご家族で滞在されている方や、企業代表の方は、一般商業便の運航がストップする前にご家族を含めた女性や子供の国外退避について、早期に検討するようお勧めします

○ 商用便運行の事実確認

○ 空港施設がテロ等の対象となっていないか

○ 国外退避に際し、外国人の出国が規制されていないか。

また自主国外退避に際しては、あらかじめ大使館へご連絡いただくか、退避した後に本邦外務省海外邦人安全課又は避難先に所在する日本大使館・総領事館へ通報をお願いします。

※ これは安否確認の上で大切ですので、必ずご連絡願います。

オ 大使館が主導する国外退避オペレーションについて

当地が緊急事態により「国外退避勧告」となった場合、大使館が主導する国外退避オペレーションは以下の3通りが想定されます。

- 一般商用便を利用した日本又は第三国への退避
- チャーター機等を利用した日本又は第三国への退避
- 状況に応じ、陸路による隣国への退避

上記のいずれかの手段を講じるかは、緊急事態の態様を見極めた上で判断することとなりますので、皆様のご理解をお願いします。

○ 空路による主な国外退避先

バンコク (タイ)	週5便
ソウル (韓国)	週7便
北京 (中国) ※1	週4便
デリー (インド)	週6便
イスタンブール (トルコ)	週7便
ドバイ (UAE)	週5便
フランクフルト (ドイツ)	週2便
パリ (フランス)	週2便
ロンドン (英国)	週2便
ローマ (イタリア)	週1便
ミラノ (イタリア)	週1便
モスクワ (ロシア) ※2	毎日2便
サンクトペテルブルク (ロシア) ※2	週7便
アスタナ (カザフスタン)	週7便
アルマトイ (カザフスタン)	週7便
ビシュケク (キルギス)	週3便
リガ (ラトヴィア)	週2便
シンガポール ※3	週3便

※1 中国は15日以内の滞在に限る

※2 ロシアは同一空港内の乗り継ぎ(24時間以内)の場合、査証不要

※3 クアラルンプール経由便

※4 航空便は冬期に減便されることがあります。

○ 陸路による国外退避先

シムケント (カザフスタン) ~ タシケントから約120km。車輦で約2.5時間(「チェルニャーエフカ検問所」(タシケント北方約20km)利用)。

なお状況によっては、タジキスタン等近隣諸国へのルートも想定されますが、緊急事態の状況を見極めた上で、皆様へご案内させていただきます。

以上のとおり、平素から最悪の事態を想定し、物心両面の準備を行うことが肝要です。

緊急時にデマなどに惑わされないためにも、正確な情報の伝達が確保されるよう、当館と皆様との連絡体制を確立することが重要です。

皆様のご理解とご協力をお願い致します。

(了)

別紙 緊急事態に備えたチェックリスト

1 身分証明書類

- 旅券（有効期限が6月以上あるようにしましょう。所持人記載欄（特に血液型）も記載してください。）
- 査証（30日以内の日程で滞在する場合は不要ですが、取得を要する場合は有効期限を確認してください）
- 滞在登録、アクレディテーション・カード
- 税関申告書

2 現金、貴重品、クレジットカードなど

- 現金（米ドル等外貨及びスム貨）
- 貴重品
- クレジットカード

3 携行品

- 衣類、着替え（長袖、長ズボンをお勧めします）
（冬期は毛布など防寒対策も必要となります）
- 帽子、ショール、軍手、マスク
- 靴（行動に便利で靴底の厚い頑丈なもの）
- 洗面具
- タオル、ティッシュ
- 常備薬、医薬品
- ラジオ（FM・短波受信用）
- 非常食（缶詰、レトルト食品、必要により粉ミルクなど）
- ミネラルウォーター（保存性が高いもの）
- 懐中電灯、予備電池
- 固形燃料
- その他（地図、ライター、ナイフ、缶切りなど）

これらのチェックリストは一例ですので、必要に応じ、ご自身でチェックリストを作成することをお勧めします。

また、自動車を所有している方は、常に整備を行い、燃料も満タンにしておきましょう。